

1002437

犬や猫を正しく飼いましょう

飼い主のモラルの低下から、犬や猫の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ルールとマナーを守り、周りに迷惑を掛けないように愛情を持って飼いましょう。飼えなくなってしまった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけましょう。

○犬を放し飼いにしないで

犬は昼夜を問わずつなぐか、おりの中や室内で飼いましょう。散歩にはリード(引き綱)を必ず付けましょう。

○散歩のマナーを守り、環境美化に努めましょう

散歩には袋やシャベルを携帯し、「ふん」は必ず持ち帰り、おしっこをした場所には、水を掛けて薄めましょう。

○鳴き声・悪臭にご用心

鳴き声などで近所に迷惑を掛けないように、適度な運動をさせ、無駄にほえないようにしつけましょう。飼っている場所も清潔にしましょう。

○犬・猫を捨てないで

十分考えてから飼い、子犬や子猫が生まれても育てられないと分かっているときは、飼い主の責任で去勢・不妊手術を受けさせましょう。動物を捨てたり、世話をしない、けがをさせたりした場合は「動物の愛護及び管理に関する法律」により処罰されます。

○近隣の犬・猫の相談

犬や猫に関する相談は、群馬県動物愛護センター(☎0270-75-1718) までお問い合わせください。

問合せ 環境課環境保全係 ☎内線 3075

1011198

12月15日(金)～1月31日(水) 冬の青少年健全育成運動期間

■推進目標 県民総ぐるみで次代を担う子どもたちの健全育成に取り組もう

「おぜのかみさま県民運動」を推進し、地域と家庭で子どもたちの安全・安心なインターネット利用を考えましょう。

▽子どもたちを有害情報から守るために「フィルタリングの設定」と「ペアレントコントロール」(保護者による制限

・見守り)が必要不可欠です。

▽家庭でスマートフォンやタブレット端末などの利用のルールを決めましょう。

ルール例

- ①利用目的や使い方を決める
- ②夜〇時以降は情報通信をしない
- ③悪意のあるグループをつくらない
- ④個人情報や悪口を書き込まない
- ⑤困ったときは必ず親に相談する

⑥時々、話し合っけてルールを見直す

■青少年相談

友達や学校、職場、家庭のことなど、気軽に相談してください。本人、保護者、関係者など、どなたからでも受け付けます。

相談・問合せ 青少年育成相談センター ☎23・54ー、またはメール y-soudan@city.numata.lg.jp

メールはこちら



トルコ地震災害義援金協力のお礼

市内外を問わず、多くの人からのご協力により、393万5千624円の義援金が集まりました。お預かりした義援金は、7月31日に在日トルコ大使館へ全額送金しましたことをご報告するとともに、御礼申し上げます。

問合せ 社会福祉課社会係 ☎内線 3103

沼田警察署からのお知らせ

12月10日(日)から16日(土)までは、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。国民的な課題である拉致問題をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、関心と認識を深めましょう。

北朝鮮による「拉致容疑事案」、「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供などへのご協力をお願いします。

問合せ 沼田警察署 ☎220110、または県警HP <https://www.police.pref.gunma.jp/28426.html> (「拉致の可能性を排除できない事案に係る方々」を参照)

広告